

マゼックス製ドローン購入者向け

機体保険（動産総合保険）のご案内



マゼックス製ドローンは、農薬散布、林業用、工事用、さまざまな業務に利用されております。一方で、ドローンの利用には、落下や衝突等により、**機体自体の損壊リスク**がございます。そこで購入者の皆さまの、ドローン業務利用を取り巻くリスクに対するソリューションとして、機体保険（動産総合保険）をご提案致します。

1 どんな時に保険が必要？

事故事例

- 強風により操作不能に陥り機体が大破した。
- 操作ミスにより建物に衝突し、機体が損壊した。
- 飛行中に落雷を受け、機体が損傷した。
- 倉庫に保管中のドローンが、盗難にあった。

代理店・扱者

引受保険会社

ヤマゼンクリエイト株式会社

保険・リース営業部 保険・リース営業課

〒550-0012

大阪市西区立売堀2-1-9 日建ビル4F

TEL : 06-6534-3218 FAX : 06-6534-4662

三井住友海上火災保険株式会社

関西企業営業第一部 第一課

〒540-8677

大阪市中央区北浜4-3-1 三井住友海上大阪淀屋橋ビル

TEL : 06-6233-1561

2

機体保険（動産総合保険）の概要

リスク	機体に関するリスク
保険商品	動産総合保険
補償する損害	墜落や空中での他物との衝突、落雷などの偶然な事故によってドローンに生じた財物損害
保険対象となるドローン	次のすべての条件を満たす事業用ドローン ①総重量（燃料や薬剤、装備品等をすべて搭載した状態での重さをいいます。）150キログラム未満かつ保険金額が10万円以上であること ②用途が事業用（趣味、レジャー、スポーツ、競技、軍事目的で使用されない。）であること ③当該保険初回加入の場合、過去3年間に落下事故等、当該保険で補償する事故の罹災歴がないこと
保険金額 支払限度額	ドローンの再調達価額（新価）とします。
保険期間	代理店・扱者へ保険申込書が到着した日より1年間とします。

3

保険料例

動産総合保険

保険料例は、あくまでも一例となります。
実際の保険料は機体オプションの有無などにより異なる場合があります。

機種	保険金額	免責金額	年間保険料
飛助mini	990千円	10千円	88,110円
飛助DX	1,278千円	20千円	108,050円
飛助15	1,529千円	20千円	129,280円
飛助10	1,386千円	20千円	117,190円
森飛15	2,544千円	40千円	215,100円
延助	2,324千円	30千円	196,490円

4 保険契約条件について

保険の対象	以下のすべての条件を満たす事業用のドローンについて、保険の対象とすることができます。 ①総重量（燃料や薬剤、装備品等をすべて搭載した状態での重さをいいます。） 150キログラム未満かつ保険金額が10万円以上であること ②用途が事業用（趣味、レジャー、スポーツ、競技、軍事目的で使用されない。） であること ③当該保険初回加入の場合、過去3年間に落下事故等、当該保険で補償する事故の罹災歴がないこと
被保険者	保険の対象となる(株)マゼックス製ドローンの所有者
補償対象となる事故	墜落や空中での他物との衝突、落雷など偶然な事故によってドローンに生じた財物損害に対して、保険金をお支払いします。
保険金額の設定	保険の対象の新価（再調達価額）を基準に設定します。
免責金額	飛助Miniシリーズ 10千円 森飛15、25シリーズ 40千円 飛助DX シリーズ 20千円 延助シリーズ 30千円

5 保険金をお支払いする主な場合

詳細は動産総合保険普通保険約款・特約等をご覧ください。

墜落や空中での他物との衝突、落雷など偶然な事故によってドローンに生じた財物損害に対して、以下保険金をお支払いします。

損害保険金	損害保険金 = (損害の額 (注1) - 免責金額) × 保険金額 (注2) / 保険価額 ただし、復旧を行わなかった場合は、時価支払額によって損害保険金をお支払いします。 (注1) 損害の額は、再調達価額に基づいて算出します。保険の対象を修理することができるときには、その損害が生じた地および時におけるその保険の対象の再調達価格を限度とし、次の算式によって算出した額とします。 修理費 - 修理に伴って生じた残存物がある場合は、その価格 = 損害の額 (注2) 保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。
残存物取扱費用保険金	実費 (損害保険金 × 10 %が限度) をお支払いします。
修理付帯費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、保険会社の承認を得て実際に支出した必要かつ有益な費用 (注) (1回の事故につき1敷地内ごとに保険金額 (保険の対象の保険価額もしくは支払限度額) の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度) をお支払いします。 (注) 代替物の貸借費用等をいいます。ただし居住の用に供する部分にかかる費用を除きます。
損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用をお支払いします (ただし損害保険金とあわせて保険金額が限度となります。)。
権利保全行使費用	当社が取得する権利 (注) の保全および行使に必要な手続のために支出した費用をお支払いします。 (注) 損害が生じたことにより被保険者が取得した損害賠償請求権その他の債権をいいます。

6

保険金をお支払いしない主な場合

詳細は動産総合保険普通保険約款・特約等をご覧ください。

- 保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争、外国の武力行使、内乱等による損害
- 地震、噴火、津波による損害
- 直接であると間接であると問わず、保険の対象の摩耗、使用による品質もしくは機能の低下、虫害、ねずみ食いまたは性質によるむれ、かび、変質、変色、さびもしくは腐蝕によって生じた損害
- ローターまたはブレードに単独に生じた損害
- 保険の対象に対する修理、清掃等の作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 燃料不足、機体および通信機器類のバッテリー不足またはエンジンオイル不足によって生じた損害
- 保険の対象の改造によって生じた損害
- 操縦中に保険の対象が行方不明になったことによって生じた損害
- 保険の対象が日本国の法令に違反して使用されている間に生じた損害
- 外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ（崖崩れ、地滑り、土石流または山崩れをいい、落石を除きます。）・落石等の水災によって生じた損害またはこれらに随伴して生じた損害
- 保険の対象のすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害
- 日本国外で生じた事故による損害
- 保険契約者および被保険者が事業者（個人事業主を含む）である場合に、直接であると間接であると問わず、サイバー攻撃の結果、保険の対象に生じた損害（ただし、火災または破裂・爆発によって保険の対象に生じた損害を除きます） 等

このパンフレットは保険の特徴を説明したものです。詳細は動産総合保険普通保険約款・特約等をご覧ください。

7

保険ご契約時の相談窓口

・ ヤマゼンクリエイト株式会社 保険・リース営業課

(営業時間：9：00～17：30 土・日曜、祭日および弊社所定の休業日を除く)

〒550-0012 大阪市西区立売堀2-1-9 日建ビル4F

TEL：06-6534-3218

FAX：06-6534-4662

8

事故発生時の保険会社事故受付窓口

・ 三井住友海上火災保険株式会社 事故受付センター（24時間365日体制）

0120-258-189（無料）

※IP電話等、フリーダイヤルをご利用いただけない場合は、以下の電話番号にご連絡をお願いいたします。

0476-31-3644（有料）